

# 令和8年度新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、美馬環境整備組合（以下「組合」という。）が、構成市町内におけるごみの適正処理の安定的な維持を目指すため、全体ごみ処理フロー及び粗大ごみ等処理方針を検討した上で、好気性発酵乾燥方式の新ごみ処理施設の整備に係る基本計画を策定するとともに、並行して生活環境影響調査を円滑に実施するために事業者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な手続き等を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和8年度新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務
- (2) 業務の内容
  - ・新ごみ処理施設整備基本計画策定業務及び粗大ごみ等処理方針検討業務（基本計画策定等業務）
  - ・新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務（生活環境影響調査業務）

## 3 履行期間及び委託上限額

- (1) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日まで
- (2) 委託上限額 51,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託業務箇所 美馬市脇町字西赤谷

## 5 選定方法 公募型プロポーザル方式

## 6 参加資格要件

- (1) 令和8年度之美馬環境整備組合、美馬市もしくはつるぎ町の入札参加有資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登載されており、かつ希望業務内容が土木関係建設コンサルタント（建設環境及び廃棄物）である者
- (2) 法人等及びその代表者が、次の①～⑦のいずれかに該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
  - ② 美馬環境整備組合建設業者等入札参加資格停止措置要綱（令和8年美馬環境整備組合告示第9号）に基づく入札参加資格停止措置の対象となっている者
  - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
  - ⑥ 納税義務者であって、国税又は地方税を滞納している者

- ⑦ 役員（監査役又は監事を含む。）のうち、次のアからウのいずれかに該当する者がいる法人・団体等
- ア 破産者で復権を得ていない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団の構成員等
- (3) 平成28年度以降に完了した地方公共団体（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）による普通地方公共団体並びに特別地方公共団体のうち一部事務組合及び広域連合とする。以下同じ。）が発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務及びごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務（環境影響評価業務を含む。以下同じ。）を元請として受注した業務実績が有する者であること。
- (4) 次の資格及び業務の実績を有する技術者を配置できる者であること。また、配置予定管理技術者及び配置予定主担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること（直接的かつ恒常的な雇用関係とは、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があることをいう）。
- ①管理技術者  
技術士（衛生工学部門（選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画））の資格を有する者で、かつ、ごみ処理施設整備基本計画策定業務の実務経験（平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するものに限る。）を有する者であること。
  - ②主担当技術者
    - ・基本計画策定等業務  
技術士（衛生工学部門（選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画））又はRCCM（廃棄物）の資格を有する者で、かつ、ごみ処理施設整備基本計画策定業務の実務経験（平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するものに限る。）を有する者であること。
    - ・生活環境影響調査業務  
技術士（建設部門（選択科目：建設環境）、又は、環境部門（選択科目：環境影響評価））又はRCCM（建設環境）の資格を有する者で、かつ、ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務の実務経験（平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するものに限る。）を有する者であること。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (7) 受託前後を問わず、組合との連絡調整が緊密にできること。

## 7 質問の受付等

### (1) 実施要領及び仕様書に関する質問

- ① 提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時【必着】
- ② 質問方法 質問書（様式-1）に質問内容を記入の上、郵送又は電子メールにより、組合担当宛に送信すること。なお、電子メールにより送信する場合、タイトルは「【基本計画策定等業務（質問）】（提案者名）」とし、送信後は送信した旨の連絡を組合担当まで行うこと。
- ③ 回答方法 全ての質問と回答を取りまとめ、令和8年5月28日（木）午後5時までに、組合ホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

## 8 提出書類及び提出期限

### (1) 公募型プロポーザル参加表明書

- ①提出期限 令和8年6月1日（月）午後5時【必着】

②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）

③提出先 美馬環境整備組合 〒779-3620  
徳島県美馬市脇町新町字鴨地222番地

④提出物

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式-2） … 1部
- イ 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等 … 1部
- ウ 定款、規約、会則、役員名簿等 … 1部
- エ 最新の事業年度の納税証明書（国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の滞納がない証明） … 1部
- オ 平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務及びごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務を元請として受注した業務実績を示す書類（様式-3） … 1部
- カ 配置予定技術者調書（様式-4） … 1部

(2) 提案書等

①提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時【必着】

②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）

③提出先 8（1）③と同じ

④提出物

提出物	提出部数	備考
提案書 (A4版・任意様式)	正本1部 副本7部	・ 正本には会社名を明記し、副本には記載しないこと。 ・ 仕様書をもとに業務実施方針、業務実施体制、基本計画策定への取組み姿勢、生活環境影響調査への取組み姿勢を記載すること。 ・ ページ数の上限は表紙・目次を除きA4版10ページとし、A3版1ページは2ページとみなす。
業務実績調書 (様式-5)	1部	
有資格者数 (様式-6)	1部	
配置予定技術者の資格・業務 実績調書【管理技術者】 (様式-7)	1部	
配置予定技術者の資格・業務 実績調書【主担当技術者】 (様式-8)	1部	
見積書 (様式-9)	正本1部 副本1部	・ 正本には会社名を明記し、副本には記載しないこと。
積算明細書 (様式-10)	1部	

9 審査方法等

「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務プロポーザル方式評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び最優秀提案者の選定を行う。

ただし、「見積書」の見積金額が3の委託上限額（51,868,300円）を超えている場合は、その提案書は審査から除外する。

なお、本件審査は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものであり、提出書類等により企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではない。具体的な契約内容及び委託金額は組合との交渉を通じて決定する。

(1) 評価基準

※詳細については、次の配点表のとおり。

評価項目	評価の視点	配点	
企業実績	企業実績 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画策定等業務 平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務及びごみ処理方針検討業務を、元請として受注した業務実績件数</li> <li>生活環境影響調査業務 平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務を、元請として受注した業務実績件数</li> </ul>	10
	有資格者数 (様式-6)	有資格者数 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画 建設部門：建設環境 環境部門：環境影響評価）	10
	管理技術者の 業務実績 (様式-7)	平成28年度以降に完了した地方公共団体の発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務、ごみ処理方針検討業務又はごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務の各実績	20
予定技術者の 実績	主担当技術者の 業務実績 (様式-8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画策定等業務 平成28年度以降に完了した地方公共団体の発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務又はごみ処理方針検討業務の各実績</li> <li>生活環境影響調査業務 平成28年度以降に完了した地方公共団体が発注するごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務の実績件数</li> </ul>	10
			10
企業・技術者評価計		70	
企画提案評価	業務実施方針 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な実施方針が示されているか</li> <li>業務の理解度、認識は満足いくものになっているか</li> <li>業務スケジュール等に無理や矛盾がなく適切か</li> </ul>	30
	業務実施体制 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を遂行する組織体制になっているか</li> <li>資格者の配置</li> </ul>	30
	基本計画策定への取組み姿勢 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>好気性発酵乾燥方式の特徴に配慮した提案となっているか</li> <li>重要なポイントや主体的な提案が示されているか</li> </ul>	30
	生活環境影響調査への取組み姿勢 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の円滑な遂行等に配慮した提案となっているか</li> <li>重要なポイントや主体的な提案が示されているか</li> </ul>	10

企画提案評価計			100
価格 評価	見積金額 (様式-9)	次の式により計算する。 満点(30点) × (見積金額のうち最低金額/自社の見積金額) (小数点以下は切り捨て)	30
評価点合計			200

## (2) 審査

提案内容の審査については、書面及びプレゼンテーションにより実施する。プレゼンテーションの日程は令和8年6月22日(月)を予定しており、詳細については参加表明書の提出期限後に連絡する。

また、提案書提出期限において提案者が多数の場合は、書類による審査を実施する場合がある。(その際には別途通知する。)

## (3) 最優秀提案者の選定等

提案者に対する審査については、評価委員会において、9(1)による評価点をもとに、提案内容を総合評価し、全体を通じて事業を最も適切に遂行できると判断された1事業者を最優秀提案者として選定する。審査結果は、各提案者に書面で通知する。なお、最優秀提案者とならなかった者は、その理由を、次のとおり書面(任意様式)により組合に対して説明を求めることができる。組合は、最優秀提案者とならなかった者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により説明する。

- ①提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日(美馬環境整備組合の休日を定める条例(平成元年組合条例第4号)に定める組合の休日を含む。)以内
- ②受付時間 土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ③提出先 美馬環境整備組合 〒779-3620  
徳島県美馬市脇町新町字鴨地222番地
- ④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)

## (4) 審査の欠格事項

以下の項目のいずれかに該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。

- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提案書等に不備があった場合(軽微なものは除く。)
- ・提出書等に虚偽の記載があった場合
- ・提案書の内容が仕様書の内容を満たしていない場合
- ・契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・見積書記載金額が本要領9ただし書きの金額を超えている場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 10 スケジュール

実施内容	期間又は期限
質問書提出期限	令和8年5月25日(月)午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和8年5月28日(木)
参加表明書提出期限	令和8年6月1日(月)午後5時まで
提案書等提出期限	令和8年6月17日(水)午後5時まで
書類審査(提案者多数の場合)	令和8年6月18日(木)午後5時まで
プレゼンテーション・評価委員会の開催	令和8年6月22日(月)〈予定〉
提案者への結果通知	令和8年6月25日(木)〈予定〉

## 1 1 その他

- (1) 本プロポーザルは、都合により取り消すことがある。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提案報酬は支払わない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 本プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）及び本事業の受託者から提出された資料については、美馬環境整備組合情報公開条例（平成19年条例第1号）に基づき開示することがある。
- (6) 提案に当たり、知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (7) 本プロポーザルにおいて、提案者が1事業者のみである場合でも、評価委員会において、審査を実施する。ただし、9（1）による評価点の合計が、120点未満の場合は、9（3）による選定は行わない。
- (8) 審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
- (9) 本プロポーザルに関し、本要領で定めるもののほか必要な事項は、美馬環境整備組合契約事務規則（令和17年規則第8号）において準用する美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号）及び美馬環境整備組合競争契約入札心得に基づいて行う。

## 1 2 本件の連絡先

美馬環境整備組合（担当：北岡）

電 話：0883-52-2496

メール：kankyol4@galaxy.ocn.ne.jp